

議第 十八 号

栃木県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成三十一年三月十二日

提出者 栃木県議会議員 三森 文徳

同	亀田 清
同	山口恒夫
同	中屋 大
同	塩田 ひとし
同	齋藤 剛郎
同	増山 敬之
同	関谷 暢之
同	横松 盛人
同	斉藤 孝明
同	相馬 憲一
同	高橋 文吉

栃木県議会議長 五十嵐 清 様

栃木県条例第 号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例（昭和三十七年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1/3 略</p> <p>4 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「経営管理部」とあるのは、「経営管理部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。</p>	<p>1/3 略</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。